

袖ヶ浦市公共基準点管理保全要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 4 月 1 日

袖ヶ浦市長 出 口 清

袖ヶ浦市告示第 9 2 号

袖ヶ浦市公共基準点管理保全要綱

袖ヶ浦市公共基準点管理要綱（昭和 6 0 年告示第 1 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市が管理する公共基準点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「公共基準点」とは、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）に基づく 1 級基準点、2 級基準点及び 3 級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

（管理の主体）

第 3 条 公共基準点の管理保全の主管課は、都市建設部土木管理課とする。

（公共基準点の使用手続）

第 4 条 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、使用の可否を決定し、その旨を公共基準点使用承認書（様式第 2 号）により通知するものとする。

3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。

4 公共基準点を使用した者は、公共基準点使用報告書（様式第 3 号）により、使用結果を市長に報告しなければならない。

（工事施行の届出）

第5条 道路の掘削工事を行う者（以下「工事施行者」という。）は、公共基準点の付近で、次に掲げる工事等を施行する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施行届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請し、又は協議する場合は、公共基準点付近での工事施行届出書の提出を省略することができる。

- (1) 掘削底面端から角度45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 工事車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼすと判断される工事
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと市長が認める工事

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの）

3 工事施行者は、公共基準点付近での工事を完了したときには、速やかに公共基準点付近での工事完了報告書（様式第5号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 完了写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・完了後が対比できる引照点図、又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

4 工事施行者は、公共基準点付近での工事により公共基準点の効用に支障をきたした場合は、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項に規定する申請内容を承認したときは、公共基準点復旧

承認書（様式第7号）を交付するものとする。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施行者（公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（1）位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

（2）写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）

（3）再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

2 市長は、前項の申請があった場合は承認の可否を決定し、その旨を公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）により通知するものとする。

3 土地所有者等は、土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 工事施行者は、公共基準点を一時撤去、滅失、損傷又は移転等によりその効用に支障をきたした場合、又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施行者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又は損傷した場合には前2項の規定を適用する。

（機能回復の施行者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施行者が行わなければならない。ただ

し、次の場合は市長が行うものとする。

(1) 工事施行者による設置工事が困難な場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、第40条及びその他関係法令に基づき市長がこれを行うものとする。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施行者が市長と協議のうえ施行者を決定するものとする。

（設置工事）

第9条 工事施行者等は、設置位置及び施行方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は市長が有償で支給するものとする。

3 工事施行者は、設置工事の品質、出来形、工程、工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 工事施行者は、設置工事が完了したときには、速やかに公共基準点設置工事完了報告書（様式第11号）に前項の写真を添え市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施行者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。以下「設置費用」という。）及び公共基準点の測量作業に要する費用（以下「測量費用」という。）の費用負担は、別表を基準とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

別表（第10条関係）

区分		設置費用	測量費用 (再設法による場合)	測量費用 (偏心法による場合)
工事 施行 者	袖ヶ浦市		×	×
	占有企業者 その他			
事故原因者				-
土地所有者等		×	×	×

注1 印は左欄の該当者が区分に掲げる費用を負担する。

2 ×印は袖ヶ浦市が負担する。

3 設置費用及び測量費用の請求は、公共基準点付近での工事施行届出書及び公共基準点（一時撤去・移転）承認書に基づき公共基準点の効用に支障があるものについて請求するものとする。

4 設置費用及び測量費用は、納入通知書により、発行の日から起算して30日以内に納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（袖ヶ浦市公共基準点の管理に関する取扱い要領の廃止）

2 袖ヶ浦市公共基準点の管理に関する取扱い要領（昭和60年告示第16号）は、廃止する。